

都市計画提案制度の手続に 関する手引き

令和4年12月
(令和8年4月改訂)

都市計画部 都市計画課

目 次

I はじめに-----	1
II 都市計画提案制度について-----	2
1 都市計画提案の条件	
2 都市計画提案制度の流れ	
III 提案要領-----	5
1 窓口	
2 事前相談	
3 素案の作成	
4 大分市の判断基準	
5 周辺住民への説明	
6 提案書類	
IV 都市計画手続き-----	9
1 大分市都市計画提案検討委員会	
2 住民説明会	
3 公告・縦覧、公聴会	
4 都市計画審議会	

参考 都市計画法及び関連法令抜粋

I はじめに

現在のような成熟した都市型社会においては、市民参加のまちづくりに対する関心も高まってきているため、新しいまちづくりの仕組みを構築する必要性が生じています。このような状況を踏まえ、平成14年7月に都市計画法の改正が行われ、平成15年1月以降、一定の条件を満たせば地域住民から都市計画の決定（変更）を発案し、行政へ提案できる「都市計画提案制度」が創設されました。これにより、まちづくりに関する計画が、地域住民の創意により行うことができるようになりました。（都市計画法第21条の2）。

法改正を受けて大分市では、平成17年3月に「大分市都市計画提案制度の手続に関する要領（以下、要領という。）」を策定し、運用を図ってきたところですが、制度についてより理解を深めていただくとともに、必要な事務手続きなどが円滑かつ適正に行われるよう本手引きを作成しました。

なお、地域の皆様が主役になって考え、住みよいまちを協力しながらつくり・守るまちづくりを進めるにあたり、その具体的な進め方や話し合いを進めていく上でのポイントなどをまとめた「都市計画合意形成ガイドライン」も作成しておりますので、本手引きとあわせてご参照ください。



都市計画合意形成ガイドライン【大分市】

Ⅱ 都市計画提案制度について

1 都市計画提案の条件

提案にあたっては、以下の一定の条件を満たす必要があります。

■一定の条件

1. 提案者が、次のいずれかであること。

- (1) 土地所有権を有する者
- (2) 建物所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者
- (3) まちづくりを目的として設立された NPO 法人
- (4) 民法第 34 条で定める公益法人
- (5) 営利を目的としない法人
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 地方住宅供給公社
- (8) まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省省令で定める団体（省令第 13 条の 3（平成 18 国交令 83 追加、平成 18 国交令 104 一部改正））
- (9) 都市緑地法第 69 条第 1 項の規定により指定された都市緑化支援機構

2. 0.5 ヘクタール(5,000 平方メートル)以上の一団の土地の区域であること。

3. 提案内容が、大分市で決定(変更)できるものであること。

大分市が決定（変更）できる主な都市計画

- 用途地域などの地域地区
- 市道
- 風致地区、特別緑地保全地区（2 以上の市町村の区域にわたる面積 10ha 以上のものを除く）
- 公園、緑地、広場、墓園等（国、県が設置する面積 10ha 以上のものを除く）
- 土地区画整理事業（国、県が施行すると見込まれる面積 50ha を超えるものを除く）
- 市街地再開発事業（国、県が施行すると見込まれる面積 3ha を超えるものを除く）
- 地区計画

4. 提案内容が、都市計画法第 13 条(都市計画基準)その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

5. 土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。

【解説】

■「土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること。」とは…

①、②のいずれも満たす必要があります。

- | |
|--|
| ①対象区域の権利者数の3分の2以上
②対象区域の地積（面積）の3分の2以上 |
|--|

また、以下の点についてもご留意ください。

- 借地権者がいる場合、所有者の面積と別に当該面積が加算されることから、計算上の総面積は実際の総面積より大きくなります。
- 複数筆を所有・借地していても、権利者数の計算では、「1人」として扱われます。
- 対象区域内に国や地方公共団体の所有地がある場合でも、道路や水路などの公共施設として所有しているのであれば、対象面積及び地権者としての算入は必要ありません。ただし、当該提案内容が各公共施設に抵触、影響する場合は事前協議が必要となる場合があります（地区計画区域内の地区施設道路に抵触する場合など）。

（例）

提案区域の実際の総面積 1,500 m²

Aさん：土地所有者 500 m²所有（1筆）同意あり

Bさん：借地権者 500 m²借地（1筆）同意あり（Aさん所有地の借地権者）

Cさん：土地所有者 1,000 m²所有（2筆）同意なし
とした場合…

	権利者（人）	筆数（筆）	面積（m ² ）
総数及び総面積	3	4	2,000
同意者の総数及び面積	2	2	1,000

※実際の総面積は 1,500 m²

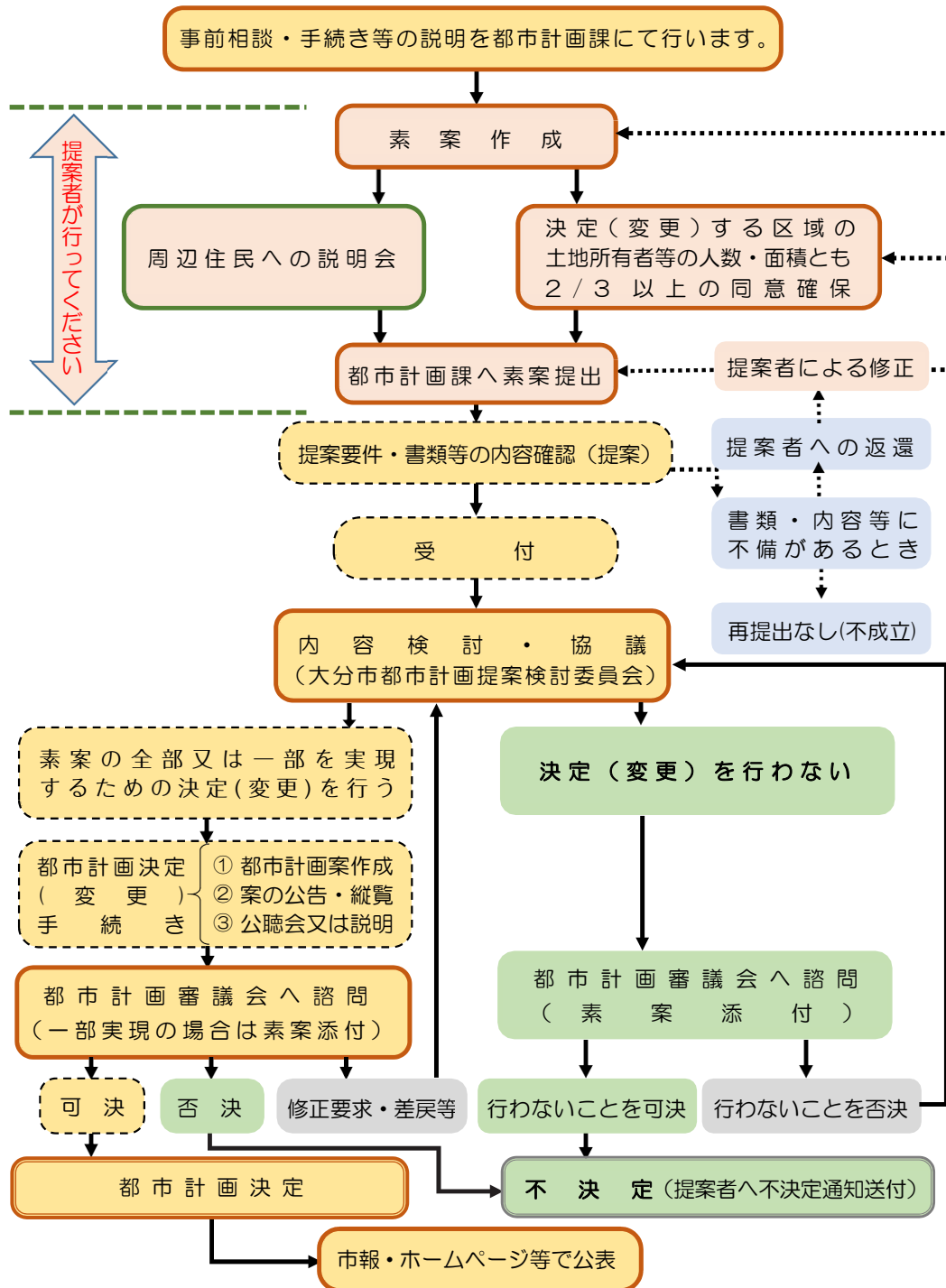
同意率は、

①地権者：66.7%（2人/3人）、②総面積：50%（1,000 m²/2,000 m²）、
となり、②が提案要件の3分の2以上を満たしません（提案不可）。
つまり、提案要件を満たすためには、Cさんの同意が必須となります。

2 都市計画提案制度の流れ

都市計画提案制度の流れについては以下のとおりです。

■手続きフローチャート



出典：都市計画合意形成ガイドライン P.84

Ⅲ 提案要領

1 窓口

都市計画提案制度に関する窓口は、大分市都市計画部都市計画課です。

2 事前相談

大分市では、提案をご検討の段階から事前の相談をお受けするとともに、提案に関係する都市計画の基本的な考え方や運用、素案の策定方法などを説明します。

要領第3条より、提案者及びその関係者等（以下「相談者」という。）は、事前相談書（要領様式第8号-1）を提出し、その提案内容について助言及び指導を受けるものとしています。また、大分市が事前相談記録（様式第8号-2）を作成し、事前相談の内容等について記録、保管するとともに、相談者へ共有を図ります。

都市計画決定（変更）できる素案とするため、この段階で十分な協議をお願いします。計画最初期の未確定部分がある段階でも構いませんので、まずは早めの相談をお願いします。

3 素案の作成

事前相談における大分市からの助言等を踏まえながら、提案される都市計画素案を作成していただきます。大分市の判断基準等を踏まえた素案の作成をお願いします。

4 大分市の判断基準

提案を踏まえて都市計画決定（変更）する必要があるかどうか、大分市が判断する基準は以下の通りです。（要領第6条各号より）

- ・大分市総合計画
- ・都市計画区域マスタープラン（大分県策定）
- ・大分市都市計画マスタープラン
- ・その他本市の都市計画に係る各種基本計画等
- ・土地所有者及び周辺の住民等と調整が整い、概ねの賛同が得られていること
- ・周辺環境等への配慮について検討が行われていること
- ・事業を伴う場合、事業の必要性・実現性があること

【解説】

「その他本市の都市計画に係る各種基本計画等」については以下の計画等を参照してください。

- 大分市立地適正化計画
- 大分市緑の基本計画
- 大分市景観計画
- 大分市地域公共交通計画
- 大分市環境基本計画
- 大分市中心市街地活性化基本計画
- 大分市地域防災計画
- 大分市国土強靱化地域計画
- 大分市農林水産業振興基本計画
- 大分市商工業振興計画
- 市街化調整区域内地区計画ガイドライン
- その他大分市等が定める分野計画 など

「土地所有者及び周辺の住民等と調整が整い、概ねの賛同が得られていること」とは、提案要件の土地所有者等の3分の2以上の同意が得られていることはもちろんのこと、同意がない関係者にも十分に説明が行われており、区域の周辺住民も含め概ねの賛同が得られていることとします。

詳細の手法や注意点・事例等については「都市計画合意形成ガイドライン」を参照いただき、十分な合意形成を図ってください。

- 大分市や都市計画審議会が地区計画等の案を決定するかどうかを判断するときに、どれくらいの同意が得られているか（同意率）は重要な判断の要素となります。
- 地区のルールは個人の土地利用に制限がかかるため、地区の将来に向けて住民全員がまとまる必要があります。全員の合意形成ができていない状況では、土地利用制限を法的のものとすることはできません。
- 単純に同意率を上げるだけでなく、検討組織が反対する地域住民に対して粘り強く説明する等、適切な対応をとってきたかなど、合意形成の手順も考慮して判断されることから、適宜十分な合意形成を図ることが必要です。

素案の内容が合理的でない場合

「直接影響を受けない人だけが賛成している」、「現行法規制と比べて過度に厳しい制限がかけられており、そのことについて相当数の反対者がある」、「既存不適格建築物が多数発生する」など、素案が合理的な内容とは言えない場合は、策定が難しいと判断

出典：都市計画合意形成ガイドライン P.34

「周辺環境等への配慮について検討が行われている」とは、提案区域内及びその周辺地域の生活環境、自然環境、周辺交通等への配慮について検討がされており、必要に応じて対策を講じていることとします。

「事業を伴う場合」とは、市街地開発事業等の都市計画事業及び民間開発事業等の事業実施に起因した計画提案を行う場合とします。

「事業の実現性があること」とは、事業に関連する法令等を遵守した上で、関係機関との事前協議を行い、事業の実現性が見込まれることとします。都市施設や地区計画による地区施設等公共的な施設については、将来ともに適切な維持管理が見込まれていることとします。

5 周辺住民への説明

要領第4条に基づき提案者は、提案を行うにあたって、周辺住民が意見を述べる機会が十分に確保された説明会を開催していただき、周辺の住民等と調整が整い、概ねの賛同が得られていることの確認をしていただきます。

開催にあたっては、提案区域境界から100m範囲にかかる自治会等の範囲を基本とした地域の周辺住民等へ説明していただくことを目安とします。提案内容や立地条件により、範囲が拡大する場合もあり得ますので、事前にご相談ください。

6 提案書類

都市計画提案にあたって必要な書類は以下のとおりです。（要領第2条）

- 都市計画提案書（様式第1号）
- 都市計画の素案
 - ・ 計画提案の内容記載書（様式第2号）
 - ※地区計画の提案においては、地区計画の素案（変更の場合はその素案）を添付してください。
 - ・ 都市計画法施行規則（以下、規則という）第9条第2項に定める計画図
- 都市計画法第21条の2第4項第2号の同意を得たことを証する書類
 - ・ 土地所有者等及び同意一覧表（様式第3号。以下「一覧表」という。）

- 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。）の登記事項証明書
 - 当該区域を明示した土地等の公図（以下「公図」という。）
- 計画提案を行うことができる者であることを証する書類
 - 登記事項証明書（まちづくりを目的とした特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人等にあつては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為）
 - 規則第13条の3に規定するまちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体の場合に限り、次に定める書類
 - ア 開発行為実績報告書（様式第4号）
 - イ 役員の身分証明書
 - ウ 役員の登記されていないことの証明書
 - エ 誓約書（様式第5号）
 - オ 役員名簿（様式第6号）
- 周辺環境等への配慮についての検討に関する書類（様式第7号）
- 事業を伴う場合、事業計画及び工程に関する書類（様式任意）

例：事業者、施工予定者を明らかにする書類、想定事業費、事業スケジュール、付近見取図、配置図、建築物の平面図・立面図 等

※民間開発事業においては、業種等の記載をお願いします。
- 事業を伴う場合、事業実施の必要性があり、かつ実現性があることに
関する書類（様式任意）

例：関連法令との整合、関係機関との事前協議結果 等
- その他計画提案の説明等のために必要と思われる書類

提案受理後、大分市が都市計画手続きを進めるにあたって必要となる個別の書類等とします。必要に応じて大分市都市計画課が依頼します。

例：不同意者の理由書など

IV 都市計画手続き

提案者から提案書が提出され、それが受理された後は、大分市が都市計画手続きを行います。提案内容にもよりますが、都市計画手続きには少なくとも概ね8か月程の期間を要することにご留意ください。

以下は、都市計画決定までの主な事項を示したものです。（否決や修正・差戻となった場合については、3ページのフローチャートをご確認ください。）

1 大分市都市計画提案検討委員会

大分市都市計画提案検討委員会（以下、委員会という。）を開催し、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断に関する検討を行います。委員長は都市計画課長となっており、関係課の委員を招集し委員会を行います。（要領第5条）

2 住民説明会

委員会で都市計画決定又は変更を行うと判断した場合、大分市主催の住民説明会を行います。提案者主催の説明会は、提案に関する説明でしたが、今回は、都市計画決定権者である大分市が提案を踏まえた都市計画素案について説明を行います。

3 公告・縦覧、公聴会

住民説明会の後、都市計画素案について公告し、2週間以上の縦覧を行います。素案に対して市民から意見申し立てがあった場合は、意見陳情の場として公聴会を開催します。その後、再度都市計画案について公告し、2週間以上の縦覧を行います。

4 都市計画審議会

都市計画審議会（以下、審議会という。）を開催し、都市計画決定・変更を行ってよいかの最終審議を行います。これまでの説明会や公聴会での意見を踏まえ議論します。審議会は、学識経験者や市議会議員、市民の代表の方々、国土交通省・大分県の職員などで構成されております。

審議会で承認された場合は、約3週間の手続き期間を経て都市計画決定・変更の告示となります。

参考 都市計画法及び関連法令抜粋

■都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（都市計画を定める者）

第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 区域区分に関する都市計画
- 三 都市再開発方針等に関する都市計画
- 四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に掲げる地域地区（同項第四号の二に掲げる地区にあつては都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に、第八条第一項第九号に掲げる地区にあつては港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。）に関する都市計画
- 五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画
- 六 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅街区整備事業及び防災街区整備事業にあつては、政令で定める大規模なものであつて、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものに限る。）に関する都市計画
- 七 市街地開発事業等予定区域（第十二条の二第一項第四号から第六号までに掲げる予定区域にあつては、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設の予定区域として政令で定めるものに限る。）に関する都市計画

2 市町村の合併その他の理由により、前項第五号に該当する都市計画が同号に該当しないこととなつたとき、又は同号に該当しない都市計画が同号に該当することとなつたときは、当該都市計画は、それぞれ市町村又は都道府県が決定したものとみなす。

3 市町村が定める都市計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都道府県が定めた都市計画に適合したものでなければならない。

4 市町村が定めた都市計画が、都道府県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、都道府県が定めた都市計画が優先するものとする。

（都市計画の決定等の提案）

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とす

る対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第四項第二号において「借地権」という。）を有する者（同号において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項及び第三項並びに第七十五条の九第一項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

3 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構は、第一項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図るために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 前三項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ていること。

（計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

第二十一条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更を必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更を必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議）

第二十一条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画（当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又

は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項（これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

第二十一条の五 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

■都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号） （法第二十一条の二第一項の政令で定める規模）

第十五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。

■都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号） （都市計画の図書）

第九条 法第十四条第一項の総括図は、次の各号に掲げる都市計画について、それぞれ当該各号に定める事項を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とするものとする。この場合において、法第十五条第一項第二号及び第四号に掲げる都市計画並びに同項第五号に掲げる地域地区に関する都市計画は、一葉の図面に表示するものとし、同項第五号に掲げる都市施設に関する都市計画並びに同項第六号及び第七号に掲げる都市計画は、できる限り一葉の図面に表示するものとする。

- 一 区域区分に関する都市計画 おおむねの区域
- 二 地域地区に関する都市計画 十ヘクタール未満の地域地区にあつてはおおむねの位置、十ヘクタール以上の地域地区にあつてはおおむねの区域
- 三 促進区域に関する都市計画 おおむねの区域
- 四 都市施設に関する都市計画 十ヘクタール以上の一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地、一団地の津波防災拠点市街地形成施設、一団地の復興再生拠点市街地形成施設又は一団地の復興拠点市街地形成施設にあつてはおおむねの区域、その他の都市施設にあつてはおおむねの位置
- 五 市街地開発事業に関する都市計画 おおむねの施行区域
- 六 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画 おおむねの区域
- 七 地区計画、防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区

計画及び集落地区計画に関する都市計画 おおむねの区域

- 2 法第十四条第一項の計画図は、縮尺二千五百分の一以上の平面図（法第十一条第三項の規定に基づき都市施設を整備する立体的な範囲を都市計画に定める場合にあつては、平面図並びに立面図及び断面図のうち必要なもの）とするものとする。
- 3 法第十四条第一項の計画書には、法及び令の規定により都市計画に定めるべき事項のほか、当該都市計画を定めた理由を附記するものとする。

（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）

第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 次のいずれかに該当する団体であること。
 - イ 過去十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。
 - ロ 過去十年間に法第二十九条第一項第四号から第九号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）を行つたことがあること。
- 二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 二 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

（都市計画の決定等の提案）

第十三条の四 法第二十一条の二第四項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。

- 一 都市計画の素案
- 二 法第二十一条の二第四項第二号の同意を得たことを証する書類
- 三 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

2 計画提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。

- 一 当該事業の着手の予定時期
- 二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限
- 三 前号の期限を希望する理由

3 前項第二号の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に要する期間を勘案して、相当なものでなければならない。



大分市

Oita City

お問い合わせ

大分市 都市計画部 都市計画課

TEL : (097) 537-5967 FAX : (097) 536-7719

URL : <https://www.city.oita.oita.jp/machizukuri/toshi/index.html>